



役員変更時、法務局への提出書類について

代表権を有する理事の変更があった場合、法務局への登記手続きが必要になります。ただし変更のパターンによって提出する書類が違うので注意が必要です。

書類は **基本** + **A**か**B**か**C**か**D**か、で提出してください★

基本	書類名	備考
	① 特定非営利活動法人役員変更登記申請書	「登記すべき事項」については ①オンライン ②CD-R等の電磁的記録 ③申請書に直接記入する、のいずれかを選択することができます。

+

A 代表権を有する理事の任期満了による重任、理事の追加、理事の解任の場合

A	書類名	備考
	① 定款	定款の写しに理事が原本証明（※注1）したもの
	② 社員総会・理事会議事録両方、または理事会議事録のみ	定款で定める理事の選任機関の議事録（理事を選んだものと、理事長を選んだもの）
	③ 理事の就任承諾書	就任・重任の場合、原則として全員必要 ＊議事録に「即就任を承諾した」旨の記載がある場合は不要。
	④ 議事録署名人の印鑑証明書	原則、署名者全員の印鑑証明を添付（法人代表者印を届けている代表者が、議長又は、議事録署名人の立場で署名、法人代表者印を押印すれば他の人の印鑑証明は不要）
	⑤ 委任状	司法書士等（法人の代表者以外）が手続きする場合に必要

※注1 原本証明・・・理事による奥書（「上記は当法人の原稿定款に相違ない」をし、法人代表者印を押印する。

例） 「上記は当法人の原稿定款に相違ない。
八尾市〇〇町〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長△△ △△ （法人代表者印）

or

B 代表権を有する理事の住所/氏名変更の場合

B	書類名
	委任状（司法書士等（法人の代表者以外）が手続きする場合）

※住民票・戸籍抄本は不要

C 代表権を有する理事の辞任の場合

or

C	書類名
	① 辞任届（認印で可）
	② 委任状（司法書士等（法人の代表者以外）が手続きする場合）

D 代表権を有する理事の死亡の場合

or

D	書類名
	① 戸籍抄本または、家族、相続人等からの届出書
	② 委任状（司法書士等（法人の代表者以外）が手続きする場合）

※様式は「法務省HPの商業・法人登記申請ページの申請書様式、4.NPO法人」にあるよ♪

役員変更登記申請書に記載する事項のうち、
「登記すべき事項」については申請書への
直接の記載に代えて
①オンライン
②磁気ディスク を提出できるんだ。
詳しくは法務局HPの「事項の提出方法について」
のページをみてね☆



登記については
詳しくは
こちらへ！



大阪法務局 東大阪支局
住所：〒577-8555
東大阪市高井田元町2-8-10 東大阪法務合同庁舎
Tel：06-6782-5106

また年に1度、資産変更の登記も必要となりますのでご注意ください！